

当組合の保険募集指針

当組合は、保険業法・保険業法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項にもとづき適切な保険募集を行います。

なお、当組合が行う保険募集は、お客様と当組合との他のお取引に影響を与えることはありません。

1. 募集する保険商品および引受保険会社に関する適切な情報提供

当組合が募集を行う保険契約の引受保険会社および保険商品について、お客様ご自身のご判断により商品を選択いただけますよう「保険商品一覧表」を作成しています。(別紙参照願います。)

2. 保険契約に係るリスクについて

- (1) 保険商品は預金等ではありません(預金保険制度の対象外です)。また解約払戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約はお客様と保険会社との取引になりますので、保険契約の引受や保険金等のお支払いは引受保険会社がおこないます。
- (3) 引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金や返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が減額される場合があります。

3. 一部の保険商品における法令上の販売制限について

「個人年金保険・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・年金払積立傷害保険」を除いた保険商品につきましては、ご加入いただけるお客様の範囲や保険金その他の給付金の額等に法令上制限が課せられていますが、当組合では制限の対象となる保険商品は取扱いしておりません。(別紙参照願います。)

4. 当組合の募集代理店としての販売責任について

当組合では、お客様への保険募集に際し各種法令等の遵守に努めておりますが、万一、保険業法や金融商品販売法等に基づく説明義務違反等によりお客様に損害が生じた場合には、保険代理店としての販売責任を負います。

なお、保険契約の中途解約による元本割れや、引受保険会社の経営破綻等の事由によりお客様に損害が生じた場合には当組合はこの損害をてん補しません。

5. お客様からのお問い合わせ(苦情・相談、契約内容照会、各種手続き等)窓口

- (1) 当組合は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。

- (2) 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

■ お気軽に各営業店もしくは下記のご相談窓口にご連絡ください。

◆ 保険募集に関する苦情・ご相談窓口

とびうめ信用組合 業務部
TEL 092-483-7300
(受付時間: 平日午前9時~午後5時)

◆ 契約内容・各種手続きに関する照会窓口

とびうめ信用組合 営業推進部
TEL 092-483-7300
(受付時間: 平日午前9時~午後5時)